

田村市の人口

令和6年2月1日現在
総人口 **32,873**人
世帯数 **12,297**世帯
1月の出生数 **10**人

この数値は、令和2年国勢調査の確定値を基に毎月の自然動態・社会動態を加減したものです。
※国・県の公表結果と異なる場合があります。

主な問い合わせ先

●田村市役所 〒963-4393
田村市船引町船引字畑添76番地2
☎81-2111(代表) FAX81-2522

※時間外の緊急時連絡先 ☎81-1220

※市民の声専用ダイヤル ☎82-0066

●滝根行政局 〒963-3692
田村市滝根町神保字関場118番地
☎78-2111(代表) FAX78-3710

●大越行政局 〒963-4192
田村市大越町上大越字水神宮62番地1
☎79-2111(代表) FAX79-2115

●都路行政局 〒963-4701
田村市都路町古道字本町33番地4
☎75-2111(代表) FAX75-2844

●常葉行政局 〒963-4692
田村市常葉町常葉字町裏1番地
☎77-2111(代表) FAX77-2115

休日・延長窓口の開設案内

●取扱業務…各種証明書の発行のみ
【休日窓口】
●開設日…日曜日
●場 所…田村市役所 本庁
●時 間…午前8時30分～午後0時30分
【延長窓口】
●開設日…毎週木曜日(祝日を除く)
●場 所…田村市役所 本庁
●時 間…午後5時15分～午後6時30分
※各行政局の延長窓口は廃止となりました。

上水道の窓口案内

●上下水道局 上下水道課
〒963-4312
田村市船引町船引字上川原33番地
☎82-1527 FAX82-4564
●漏水事故・水質異常がある場合は、ご連絡ください。
●開栓・閉栓は平日(土日・祝日を除く)の午前9時～午後4時に行います。
申込みは、3営業日前までの平日にご連絡ください。

オンライン申請はコチラ▶▶



暮らしの税情報

今月の納期限【4月1日(月)】

●後期高齢者医療保険料…8期
問 市民部 市民課 ☎82-1112

お知らせ

自動車税種別割

自動車税種別割は、毎年4月1日(午前0時)現在で運輸支局に登録された名義上の所有者(割賦販売による購入の場合は使用者)が、5月末日までに納めることになっています。

～自動車税種別割
トラブル防止3カ条～

●その1
抹消等の手続は、3月31日までに運輸支局で行いましょう。自動車の譲渡や下取りなどの際は必ず運輸支局で3月31日までに登録しましょう。3月31日までに登録手続が終了しないと実際に使用をやめていても、自動車税種別割が課税されます。

●その2
転居したら、車検証の住所変更を運輸支局で行いましょう。住民票を異動しても車検証の住所は変わりません。やむを得ず手続ができない時は、県中地方振興局県税部に連絡してください。

●その3
納税証明書は、車検証と一緒に大切に保管しましょう。自動車の継続検査(車検)を受ける際には運輸支局で納税確認をしますので、銀行やコンビニで自動車税種別割を納めた時に交付される領収証書と納税証明書は保管しましょう。また、リサイクル券も次回車検時や廃車時に必要となりますので、廃車時まで車検証と共に大切に保管するようにしてください。

※クレジットカード、キャッシュレス決済アプリで自動車税種別割を納めた場合には納税証明書は発行されませんが、お支払い手続完了日から3開庁日以降、運輸支局で電子的に納税確認ができるようになります。

◎登録手続を業者に依頼した場合は、登録が済んでいることを依頼した業者に必ず確認しましょう。

問 ●自動車の登録
東北運輸局福島運輸支局
☎050-5540-2015
いわき自動車検査登録事務所
☎050-5540-2016

●自動車税種別割
県中地方振興局県税部課税第二課
☎024-935-1261

自家消費食品放射能測定体制の変更

市内で採取される自家消費野菜・山菜・飲料水等を対象とした放射能測定数の減少により、4月1日(月)から、常葉行政局、七郷出張所、移出出張所内測定所を閉鎖します。測定は下記のとおり行います。

●市役所本庁
月～金 午前9時～午後5時
●都路行政局
月・火 午前9時～午後5時
なお、常葉・大越・滝根行政局に持ち込まれたものは本庁測定員が引き取り、測定します。
問 産業部 農林課 ☎81-2511

所得税定額減税に係る源泉徴収義務者向け説明会

●日時
4月11日(木)
午前10時30分～11時30分、
午後1時30分～2時30分
●場 所 船引公民館2階
●内 容
6月1日以降の給与等の支給時に行う減税の手続きについて
●定 員 各80人
●予約方法
事前予約システム(LINEによるインターネットシステム)を利用、「定額減税特設サイト」で検索
問 郡山税務署 ☎024-932-2041

田村地方美術展

田村市・三春町・小野町にお住まいの障がいのある方々の作品展示を行っています。

●日時
3月15日(金)～4月14日(日)
※木曜日・日曜日・祝日休館
●場 所 市地域活動支援センター(船引保健センター内)
問 ピアステーション・シリウス「たむらべす」☎090-3340-3482

針湯荘臨時休館

●日にち 3月13日(水)
※館内設備点検のため
問 老人憩の家針湯荘 ☎78-2010

B型肝炎特別措置法

弁護士によるB型肝炎特別措置法相談会(無料)

●日時
3月16日(土)
午後1時30分～4時(受付:午後3時まで)
●場 所
郡山市労働福祉会館
第1会議室・第2会議室
●内 容
集団予防接種でB型肝炎になった人とその家族を対象とした弁護士による相談会
●その他
予約優先、当日会場での申し込み可、個人情報厳守
問・申 ☎025-223-1130
弁護士によるB型肝炎特別措置法電話相談会(無料)
●日時
3月9日(土)午前10時～正午
5月18日(土)午前10時～正午
●内 容
B型肝炎特別措置法に基づく給付金支給手続きに関する相談
※相談料は無料ですが、通話料はかかります。
☎025-223-1130

つどいの広場

田村市地方基幹相談支援センターは、悩みのある人やその家族が安心して相談できる場所として「つどいの広場」を開催しています。参加料は無料ですので、ぜひご参加ください。

●日時
3月4、11、18、25日(月)
午前10時～正午
●場 所
田村市地方基幹相談支援センター
●対象者
田村市・三春町・小野町在住であれば、どなたでも参加できます。
問・申 田村市地方基幹相談支援センター ☎61-5056



転出届はマイナポータルから

田村市から他市区町村へ住所を変更する場合には、田村市に転出届を提出し、これからお住みになる市区町村に転入届を提出する必要があります。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで転出届が提出でき、田村市の窓口には原則来庁不要となりますので、ぜひご利用ください。

●利用できる方
・引っ越しをする本人または同一世帯の方
※同一世帯に属さない代理人によるお手続きはできません。
※マイナンバーカードをお持ちでない場合には、マイナポータルではお手続きできません。
●準備するもの
・電子証明書が有効なマイナンバーカード
・電子証明書の暗証番号(数字4桁、英数字6～16桁の2種類が必要です)
・マイナンバーカードの読み込みに対応したスマートフォン・パソコン等の機器
●申請期間
・新しい住所に住み始める日の30日前から住み始めた10日後まで
問 市民部 市民課 ☎82-1112

国民健康保険および後期高齢者医療保険ご加入の方

原発事故による旧避難指示区域等の被保険者の方は引き続き、医療費の窓口負担が免除されます(上位所得世帯を除く)。3月以降も医療費の窓口負担の免除に該当する方には、2月下旬に新しい免除証明書を送付しましたので、医療機関を受診する場合は、必ず保険証と一緒に窓口へ提示してください。
問 市民部 市民課 ☎82-1112

急速充電設備の導入経費を支援

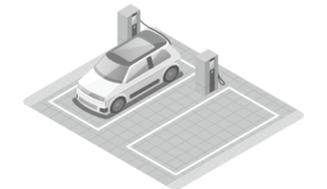
電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車の充電設備を導入する法人、または個人に対し、導入費用の一部を支援します。
●対象者
(①～④を満たすことが要件)

- ①市内に充電設備を設置できるスペースを有する商業、宿泊、観光、遊戯、飲食の各施設、時間貸し駐車場等を保有する法人(国および地方公共団体ならびに国または地方公共団体が出資する法人および団体を除く)または個人
- ②経済産業省のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定を受けている法人または個人
- ③充電設備を市内の商業施設等へ新たに設置するため、新規で充電設備を発注・購入すること
- ④市税を滞納していないこと

●補助金額
補助対象の充電設備の購入および設置工事に要した費用から経済産業省補助金その他の補助金等を控除した額の2分の1以内とし、100万円を上限とする



本事業は、6年度予算成立が前提となりますので、あらかじめご了承ください。
問 総務部 企画調整課 ☎61-7615



高齢者健康長寿サポート事業利用券の使用期限

5年度に交付した高齢者健康長寿サポート事業利用券の使用期限は、3月31日(日)までです。使用期限を過ぎた利用券は無効となり、使用できませんので、必ず期限までにご利用ください。事業の詳細は市政だより5年5月号またはQRコードから。



問 保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

